

旭川市長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する要綱

平成21年5月14日制定

(目的)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の規定による旭川市長（以下「市長」という。）が行う長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定、計画の変更の認定、地位の承継の承認及び容積率の特例に関する許可に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(認定基準)

第2条 次の各号に掲げる場合は、法第6条第1項第3号の良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものとする。

(1) 長期優良住宅建築等計画等が、次に掲げる計画等の適用を受けるときは、その計画等に適合する場合

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号の地区計画

イ 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の景観計画（同法に定められた届出の対象となる建築物についての行為の制限に関する事項に限る。）

ウ 景観法第81条第1項の景観協定

(2) 次に掲げる区域外に住宅を建築する場合。ただし、当該区域内であっても、住宅が長期に渡り立地することが想定される場合は、この限りではない。

ア 都市計画法第4条第6項の都市計画施設の区域

イ 都市計画法第4条第7項の市街地開発事業の区域

(3) 長期優良住宅建築等計画等が、増改築の計画のときは、旭川市建築基準法施行条例（昭和44年旭川市条例第45号）第12条に適合する場合

2 次の各号に掲げる区域内に住宅を建築しない場合（当該区域内に住宅を建築する場合で、宅地の安全化を図る開発行為等により、当該区域の指定が解除されることが決定している場合又は短時間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合を含む。）は、法第6条第1項第4号の自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものとする。

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

(3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

(審査)

第3条 法第6条第2項の申出に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定の対象となる構造計算を含む場合において、法第5条の申請（以下「認定申請」という。）に併せて建築基準法第18条の2第1項の北海道知事が指定した指定構造計算適合性判定機関が交付した同法第6条の3第7項の適合性判定通知書の写しが添付されていることをもって、当該適合性判定通知書が適合していることを証した構造計算基準の審査に代える。

（認定申請に必要な図書）

第4条 法施行規則第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第5項の申請をした場合においては、第3号から第5号までに掲げる図書を除くものとする。

- (1) 認定申請を代理者で行う場合 当該代理者に委任することを証する書類（第7条及び第9条から第11条までの届出又は報告においても同様とする。）
- (2) 第2条第1項第1号に該当する場合 その届出等の手続を完了したことを証する通知書等の写し又は届出書等（受付印等のあるもの）の写し
- (3) 品確法第31条の住宅型式性能認定を受けた場合（住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に限る。） 当該認定書の写し
- (4) 品確法第33条の型式住宅部分等製造者認証を受けた場合（住宅である認証型式住宅部分等（品確法第40条に規定するもの。以下同じ。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に限る。） 当該認証書の写し
- (5) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合 長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書又は特別評価方法認定認定書（品確法第58条に規定するもの。）の写し

（認定申請に不要とする図書）

第5条 法施行規則第2条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 前条第3号の認定書の写しを添付する場合 当該認定書において、住宅性能評価の申請に明示することを要しない事項とされているもの
- (2) 前条第4号の認証書の写しを添付する場合 当該認証書において、住宅性能評価の申請に明示することを要しない事項とされているもの

（計画の変更申請）

第6条 第2条から第5条までの規定は、法第8条の申請（以下「変更認定申請」という。）について準用する。

（記載事項の変更）

第7条 申請者名、申請者の住所又は認定に係る住宅の位置に変更（法第8条から第10条に規定する変更又は承認を含む場合は除く。）があった場合の届出は、「記載事項変更届（様式1）」による。

（記載事項変更の通知）

第8条 第7条の記載事項の変更を承認する場合の通知は、「記載事項変更承認通知書（様式2）」による。

（取下げ届）

第9条 認定申請又は変更認定申請の取下げは、「取下げ届（様式3）」による。

（取りやめ届）

第10条 法第6条第1項又は法第8条第1項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画等による住宅の建築工事又は維持保全の取りやめは、当該認定通知書及び「取りやめ届（様式4）」による。

（報告の徴収）

第11条 法第12条の報告のうち、法第6条第1項又は法第8条第1項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画等による建築工事が完了したときの報告は、「工事完了報告書（様式5）」による。

2 法第12条の報告（第1項の報告を除く。）は、「認定長期優良住宅状況報告書（様式6）」による。

3 第1項の報告書を提出した後に軽微な変更があった場合の報告は、「軽微な変更報告書（様式7）」による。

（認定しない旨の通知）

第12条 長期優良住宅建築等計画等の認定をしない場合の通知は、「認定しない旨の通知書（様式8）」による。

（承認しない旨の通知）

第13条 地位の承継の承認の申請を承認しない場合の通知は、「承認しない旨の通知書（様式9）」による。

（改善命令）

第14条 法第13条第1項又は第2項の改善命令は、「改善命令書（様式10）」による。

(認定の取消し)

第 15 条 法第 14 条第 1 項第 1 号又は第 3 号の取消しの通知は、「認定取消し通知書（様式 11）」による。

2 法第 14 条第 1 項第 2 号の取消しの通知は、「認定取消し通知書（様式 12）」による。

(許可内容の変更)

第 16 条 法第 18 条第 1 項の許可（以下「許可」という。）を受けた住宅の内容を変更しようとする場合の申請は、法施行規則第 18 条第 2 項の許可通知書並びに「許可内容変更承認申請書（様式 13）」の正本及び副本に、それぞれその変更内容を明らかにした図書又は書面を添えたものによる。

2 第 1 項の申請を承認した場合の通知は、「許可内容変更承認通知書（様式 14）」による。

(許可に関する記載事項の変更)

第 17 条 許可を受けた後、工事完了前に申請者の変更があった場合の届出は、「記載事項変更届（様式 15）」による。

(許可の取下げ届)

第 18 条 法施行規則第 18 条の許可申請又は第 16 条第 1 項の許可内容変更承認申請の取下げは、「取下げ届（様式 16）」による。

(許可の取りやめ届)

第 19 条 許可を受けた事項の取りやめは、当該許可通知書及び「取りやめ届（様式 17）」による。

(その他)

第 20 条 前条までの規定により難しい場合は、別途、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成28年4月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和2年5月28日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和2年10月19日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和4年2月20日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和4年10月1日から施行する。